次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、会員監事に選任された。

役　　職	氏　　名
会員監事	羽生　正弘
	籠谷　修司

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、常任監事に選任された。

役　　職	氏　　名
常任監事	成宮　克佳

矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月十二日に、矢部川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、夏季一時金等の要求に関して、平成26年６月30日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（大阪府、兵庫県及び徳島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年６月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

大 阪 府	日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所及び有限会社岡崎公栄社
兵 庫 県	株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小束山営業所、本四海峡バス株式会社、本四海峡バス株式会社洲本営業所及び本四海峡バス株式会社大磯営業所
徳 島 県	本四海峡バス株式会社徳島営業所

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成26年６月18日付で、平成26年６月20日から６月の業務の停止の処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 26 年６月 26 日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　久保村隆治　昭和24年５月８日生
公認会計士登録番号　第6894号
現住所　東京都板橋区板橋２丁目40番３号　渋川ビル２階

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成26年６月18日付で、戒告処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 26 年６月 26 日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　小酒井雄三　昭和42年４月８日生
公認会計士登録番号　第11235号
現住所　福井県福井市二の宮四丁目12番５号

工 場 財 団

東京都品川区大崎一丁目６番３号**コバレントマテリアル株式会社**の工場財団に神奈川県秦野市曽屋字緑下30番１コバレントマテリアル株式会社秦野事業所の機械器具等を変更する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年６月 26 日

横浜地方法務局西湘二宮支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者　平田　志穂（宝秀投資顧問）
２．住所　愛知県一宮市下川田町１丁目10番地モアグレース公園通301号
３．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
４．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第119号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年12月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。
５．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年６月 26 日

東海財務局長　中山　　厚

公 示 送 達

再審査請求人　宮城県石巻市雄勝町大須13－４
畑中美津男

上記の者に送達すべき平成24年労第593号治ゆ認定関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 26 年６月 26 日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成24年労第593号　治ゆ認定関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。
裁決年月日　平成25年７月３日

公 示 送 達

再審査請求人　大阪府大阪市平野区平野西５－３－５－706
姫野　幸司

上記の者に送達すべき平成25年労第524号要件審査関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 26 年６月 26 日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第524号　要件審査関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を却下する。
裁決年月日　平成26年３月28日

再審査請求人　大阪府大阪市平野区平野西５－３－５－706
姫野　幸司

上記の者に送達すべき平成25年労第525号要件審査関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 26 年６月 26 日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第525号　要件審査関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を却下する。
裁決年月日　平成26年３月28日

再審査請求人　大阪府大阪市平野区平野西５－３－５－706
姫野　幸司

上記の者に送達すべき平成25年労第526号要件審査関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 26 年６月 26 日

労働保険審査会会長　伊藤　博元

（備考）裁決の主文及び年月日

平成25年労第526号　要件審査関係再審査請求事件
裁決の主文　本件再審査請求を却下する。
裁決年月日　平成26年３月31日